

第五回國會議院 文部委員會會議錄 第二十二号

昭和二十四年五月十九日(木曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 原 彪君

理事 伊藤 郷一君 理事 佐藤 重遠君

理事 千賀 康治君 理事 圓谷 光衛君

理事 水谷 昇君 理事 松本 七郎君

理事 稻葉 修君 理事 今野 武雄君

理事 長野 長廣君 理事 船田 享二君

岡延右エ門君 甲木 保君

高木 章君 平澤 長吉君

若林 義孝君 受田 新吉君

渡部 義通君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部政務次官 柏原 義則君

(社会)教育局長 柴沼 直君

長(文部)事務官 直君

(調査)局長 辻田 力君

文部事務官 篠原 義雄君

專門員 武藤 智雄君

專門員 横田重左衛門君

委員外の出席者

五月十九日

委員小林運美君辭任につき、その補

欠として芦田均君が議長の名で委

員に選任された。

五月十八日

福岡女子専門学校昇格の請願(中島

茂喜君紹介)(第一七五四号)

教育予算確保に関する請願(福井勇

君紹介)(第一七八六号)

新制中学校建設費助成に関する請願

第一類第八号 文部委員會會議錄 第二十二号 昭和二十四年五月十九日

(玉置信一君紹介)(第一七九五号)

新制中学校建設費助成に関する請願

(中村清君紹介)(第一八二七号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

社会教育法案(内閣提出第一五八号)

(予)

○原委員長 これより會議を開きま

す。社会教育法案の審議を続行いたしま

す。質疑は通告順にこれを許します。

この際特別にお願いしたいことは、法案

全体に対する質疑を先にし、逐條審議

はそのあとにお願いしたいと考えま

す。松本七郎君。

○松本(七)委員 この前例的教育委員

会法との関係で教育長の推薦によりと

いうことを條件にすることは、教育委

員会法の趣旨に反するのではないかと

いう質問を申し上げたときに、大体そ

の矛盾を認めておられたようですが、

それと同じようなことが方々に出て來

ておるようであります。たとえば十七

條にも「社会教育委員は、社会教育に

関し教育長に助言するため、左の職務

を行う。」としてありますが、これは

やはり教育委員會に助言するというの

が妥当ではなからうかということ、

それからもう一つ第十九條に報酬及び

費用の弁償の規定がございますが、こ

こで「地方公共團體は、社会教育委員

に対し、報酬及び給料を支給しない。」

と、両方支給しないことになっており

ます。ところが教育委員會法によれば

「地方公共團體は、当該教育委員會の

委員に対し報酬を支給しなければならない。但し、給料は支給しない。」これ

は教育委員會法の審議のときにずいぶ

ん問題になった点ですが、報酬は支給

すべきであるが、給料は支給しない、

こうなっております。これを何ゆゑ教

育委員會の委員と社会教育委員に対し

てこういう區別をされたのかこの点を

明らかにしていただきたい。

○柴沼政府委員 十七條の「教育長に

助言するため」ということについての

お話を存じます。これはお話のよ

うに社会教育委員は、教育委員會の諮

問に應じて結局教育委員會にその意見

を出すことになるのであります。ただ教

育委員會法によりまして、教育長が教

育委員會の監督のもとにすべての事務

をとり行うというようになつて

おりますので、教育長がいわば直接の

助言機関としての性格をあそこで持つ

ておるわけでありまして、それと歩調

を合せる意味でこういう形にいたしました

のであります。この点は前述のお話

のような意味におきまして、研究の余

地がないわけではないのであります。

それから十九條の報酬及び給料につ

きましては、これは実は現在行つてお

ります実情に基づくものでございませ

う。現在の社会教育事業は、いわば名譽職と

でも申します。そういう形で特殊な

熱心なお方にいろ／＼御苦労を願つて

おるのであります。むしろその名譽

職的な意味を今後と続けて参つた方

が、かえつて十分にいろ／＼お力添え

がいただけるのではないかと、何か報酬

または給料等を支給するような形にい

たして縛りますよりは、こういう形の

方がよろしいという考えから出された

のであります。もちろん社会教育委員

の方が職務を行うために実費がかかり

ますならば、これはもちろん弁償しな

ければならぬと思うのであります。

が、その職務の性格から見てもやはり

本條の規定の方がよろしいのではない

か、かように考えておる次第でありま

す。

○松本(七)委員 公民館の設置を市町

村と法人に限定した理由を伺いたい。

○柴沼政府委員 公民館はその発足の

当初から市町村程度の、いわばあまり

大きくない一定の区域内に実施して参

るんそういう場合ばかりでなしに、そ

ういう自治体と關係がなく、非常に特

殊な方の意圖する公民館というものも

予想には入れておるのであります。

そういう場合には、これがその区域住

民のために一般的利益をもたらすた

めにその基礎が確立されなければなら

ないというふうに考えて、このような

規定になつたのであります。そのかわ

り公民館に類似する施設は、法人ある

いは市町村の名前でなしに、だれでも

設置することができるようになつてしま

して、公民館という正式のものはこの

二つのものに種類を限つた次第でござ

います。

○原委員長 ちよつとお諮りいたしま

すが、本會議の採決の時間が迫つてお

りますので、暫時休憩いたしたいと思

います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○原委員長 それではさうにいたし

まして、松本君の質疑は本會議の採決

が終つてから続行していただきます。

暫時休憩いたします。

午後二時十二分休憩

午後二時二十八分開議

○原委員長 休憩前に引続き會議を開

きます。松本七郎君。

○松本(七)委員 通信教育に關して伺

います。社会教育における通信教育の

重要性は、大いに強調しなければなら

ぬところでありますけれども、これに

は文部大臣並びに文部官僚の嚴格な統

制下に縛られるような規定が各所に見

られるのであります。たとえば手数料

が、かえつて十分にいろ／＼お力添え

がいただけるのではないかと、何か報酬

または給料等を支給するような形にい

たして縛りますよりは、こういう形の

方がよろしいという考えから出された

のであります。もちろん社会教育委員

の方が職務を行うために実費がかかり

の徴収にしても、あるいは通信教育の審議会というものが設けられることになつておりますが、この審議会の委員はやはり文部大臣が委嘱することになつており、また審議会の組織、その他の必要事項はこれを政令で定めることになつております。さらに重要な事項は五十七條と五十八條で、文部大臣は認定を受けた者に対して必要な報告を求めたり、あるいは必要な措置を命ずることができると、これに違反した者の認定を取消することも文部大臣の権限になつておる。こういうふうなことで通信教育が非常に文部省の画一的な統制下に置かれる結果になることは明らかだと思ふのですが、通信教育をもつと自由闊達なものになつた理由を伺いたいと思ひます。

○柴沼政府委員 通信教育につきましても、現在この法律実施の前にすでに実際に出版したておるのがあります。が、終戦後に出版したておる通信教育は、戦争前のいわゆる通信教育と称しておるところのものは、まったくその方法なりあるいはその性質なりがあつておるもので、ただ一定の教材を通信によつて送つただけというふうな方法でなしに、むしろ通信による個人指導という点に非常に重点を置いておるのでございます。しかもこの通信を受ける者は、どの通信教育について調べても、ほとんど日本全国にわたつて相当に受講生がおるのであります。そのために、かりにその計画がずさんであつても、あるいは当初出版する時はよくても、途中で人がかわるとか、あるいは適当な講師がおらなくなつたという理由のために、通信教育の名だけあつて、その実を失

うような場合があるときには、離れたところに住んでおる受講生が非常な迷惑を受けることに相なります。そのために特に文部大臣が認定の時から、また通信が始まつたあとにつきましても、必要な報告を求める等のことについて内容を保証して参りたい、こういう考え方なのであります。しかしむしろ一應ここで文部大臣として指定してございまして、文部大臣が発動するためには、御指摘のように、通信教育審議会の議を経て、それによつて文部省の発動すべき内容をきめてもらつて。そうして、この審議会は非常に専門的な分野に属しますので、従つてこの構成メンバーもそういう方面からとつて参りまして、またこの審議会だけで内容を調査し切れないものは、さらにその道の専門家を委嘱して内容を調査するものであります。決していわゆる官僚独善とか官僚統制とかいうことにはならないように心がけておるつもりであります。

また手数料をとること等につきましても、これは検定教科書の場合になつたものであります。が、相当ページ数の多いものが原稿としてあらかじめ委員のうちに提出されまして、それを委員会のうちの専門家にその助手になるべき委員以外に専門家に委嘱せられた者、そういう方が集まつて調査してもらつて、いわばその実費并償のような性格を持つ手数料でございまして、こういうふうな規定によつて通信教育の内容がややまなく進行して参るのではないかと。なおこの規定によらざる自由な通信教育をおやりになつてもできるのであります。が、われ

われの方としては、そういう自由におやりになる分はこの法律としては全然触れないつもりであります。

○松本(七)委員 以上質問申し上げました諸点は各條項にわたつておりますから、いずれ逐條審議のときに詳細に質問することにして、この程度にしておきます。

○原委員 今野武雄君。

○今野委員 私もこまかい点につきましては逐條審議の際に譲りまして、一般的な点について御質問申し上げたいと思ひます。

この法案は社会教育についての免税規定がないのはどういふわけか、その点をお尋ねしたい。初めからの案にそういうものがなかつたのか、あるいは途中でそれがとられるようになったのか、あるいはそういうことがあつたのならどういふ理由によるのか。また將來免税規定を設けることができる見込みがあるか、またいつごろそれができるか、こういうふうな点について詳細に御説明願ひたい。

○柴沼政府委員 社会教育関係のことでは免税にした方がよろしいと考へられることは相当考へられるのであります。それでわれ／＼この原案を研究いたします。同時に、どういふことが免税の事項あるいは課税の対象に取扱ひ得るものかという点について若干の研究を進めまして、また文部省にできております社会教育関係の委員会等におきましても、免税について要望が出ておるのであります。いろいろ研究したのであります。が、今日の実際の段階におきましては、租税に関する相当大きな影響を興えるような変更は、なお当分の間留保しなければならぬやう

な事情があるやうに聞いておるのであります。おそらくは、ごく最近にアメリカの専門家によつて研究されておりますやうな、そういうことを土台にして日本の税制というものが検討されて参る、それと歩調を合せて各方面の免税のことも研究しなければならぬというやうに考へられたのであります。従つて文部省としましては、社会教育関係だけなしに、学校教育もその他文化関係一般のことにつきまして、租税との関連をどう処置することが望ましいかという点について、現在相当詳細に検討を加へつてあります。その検討ができました上で、でき得れば関係各方面に文部省としての要望を持つて参るということに相なるかと思ふのであります。社会教育に関する免税の問題も、その際にぜひ取上げたい、かように考へておる次第でございます。

○今野委員 今の点はできるだけ早く措置がとられることを望みます。というのは、なぜかというところ、こういうことは、税制の方は向うできましてしまつてから、あとで入れてくれというのでは非常にむずかしいと思ふので、先まわりして、こちらからやつてくれと言つておかないとまずいと思ふので、できるだけ早くそれが出されることを望みます。

次にこの法案を見て参りますと、最初何かはぐらかされたやうな感じがしたのであります。と申しますのは、社会教育という觀念が、非常にはつきりしないのであります。最初の第二條に学校教育以外の教育活動、それで主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動の中に、体育及びレクリ

エーションの活動も含む、これが社会教育という事になつておるわけでありまして、しかしこういうふうに入つてしまふのじやないかと考へられるのであります。たとえば現在非常に公平に考へて、青年及び成人に対して一番影響を持つ教育的な、あるいは反教育的な影響力を持つものと思はれるのは映画などでありまして、こういうものを、一應見ますと、映画を手段としては認めるといふことがありますが、たとえば映画館などの活動というものは、一應社会教育に入るのか入らないのか、これだけ見たのではわからないのです。それからまた政党あるいは労働組合の文化活動、これは非常に重大な意味を持つた活動であります。こういうものは一体どうなるのか、また非常にたくさんいろいろ／＼な学会や音楽会、そういうものの催しというものが、非常に社会教育的な意味を持つてゐるわけでありまして、場合によつてはそういうところで社会教育的な意味を持ち、政治教育的とかという意味を持つて行われることがあるのであります。こういうものがここに含まれておるのかどうかはつきりしないのですが、いかがでしょうか。

○柴沼政府委員 この法律で社会教育と申しますのは、第二條で実は相当限定したつもりであります。つまり個人的な活動でありますとか、あるいは組織的な活動であるところに相当な制約の元がございまして、それから映画館の活動にいたしましても、映画館が社会教育的な計画のもとに、一定の力キキュラムのやうなものがあつて映画教育が実施されるとい

う場合には、社会教育として当然取上げられて参ると思つておりますが、普通營業として実施しておりますところの映画というものは、ただちにはこゝでは社会教育として取上げるべきではないという考え方があります。むしろお話のように方法として、あるいは手段としての映画というものは、これは取上げるのでありますけれども、やはりそこに一つの計画というものが、この法律の適用の範囲としては前提に相なつておるような次第であります。なお、たとえば労働組合の文化部というふうなものにつきましては、これは實際上は非常に社会教育的な活動をしております。それ、われ／＼もまた実際の活動の場合には、ことごとくにこれらの文化部のごやつかいになつておるのであります。しかしもと／＼労働組合そのものが別な目的によつて成立し、また別な法律によつて支配されるのがその本質でありますので、ここではやはりそういうものは法の適用の範囲としては取上げない。しかし実際の活動が社会教育的であるといふことは認め、協力して行くことのできるようなことでやつてもらいたい、かような考え方で社会教育の範囲を規定して参つておる次第であります。

○今野委員 そうしますとさつきの將來適用さるべき免税規定の關係になりますけれども、たとえば四國の新居浜などで映画館がある。そこを利用して住友系の日新化学その他の会社があります。そういうところで文化活動をやつておるわけです。そうしていい映画を推薦してこようものを見せるといふ計画を立ててやつてゐる。こういうようなものに対して、やはりこの法律によると將來免税規定が設けられた場合に、そういうものに適用され得るかどうかが、實際問題としてですが、あるいは労働組合などが、そういうものを主催して、しかも労働組合の目的を達するためにはあるが、同時に一般市民にもこうしたことをやろうというふうなことで、そういう催しをする、こういうものに対しては一体どうなると思ひますか。

○柴沼政府委員 免税につきましても、目下研究中ではございますけれども、大体社会教育關係では、団体そのものについて特定の免税をする、たとえば地租、家屋税というものを免税するといふ行き方と、そういう特定の団体でなしにその事業に着目いたしまして、事業そのものが社会教育的なものであるがゆゑに各種の税が免税される。入場税でありますとかあるいは事業税でありますとか、そういうものを免税して参る。この二つの行き方があると思つて参ります。そのいづれかが採用されますので、お示しの具体的な例の場合には、そういう社会教育的な事業として、これは免税の規定が適用されてしかるべきであるとわれわれは考へておる次第であります。

○今野委員 なお社会教育の概念について、もうちよつとはつきりさせたいので質問させていただきます。それはここでは対象について年齢から規定しております。「青少年及び成人に對して」といふように年齢から規定しておりますが、しかし考へてみますと、戦後の日本では、やはりわれ／＼もそうなんです、非常に自己教育が必要であるといふふうな考へておる次第でございます。官吏やあるいは政治家とか、いふものも当然含まれると思つて参りますが、どんなふうにお考へですか。

○柴沼政府委員 ここで「青少年及び成人」と申しておりますのは、これは露骨に申しますと、わかりやすくするために青少年、成人というふうな用語を用いたものであります。実はいわゆる家庭教育に属する部分も、それから成人になつた後、職場になつた場合につきましても、この社会教育という概念のうちに含めた方がよろしい活動がいろいろ考へられると存じます。

○今野委員 ただいまの御答弁がはつきりしないのですが、もうちよつとはつきりと、たとえば文部省では非常にお偉い方がいて、だれが國民を教育するといふお考へがあるかもしれないやうな気がするのですが、そういう場合に、われ／＼も教育される側にあるのじゃないかといふふうな考へるのです。が、一体だれがだれを教育するかといふやうな点について、少しはつきりしたことを言つていただきたいと思ひます。

○柴沼政府委員 社会教育は学校教育と違ひますので、特定の資格を持つた一定の指導者といふことは、初めから考へておらないのであります。一つのグループがありますれば、その間にできまゝ自然に生れて参る指導者といふものを予想しておるのであります。団体生活あるいは自治生活、すべてのものについてそういうことを考へておりました。官僚あるいは教師といふやうなものとは、全然縁のないものとお考へくださつていいのではないかと存じます。

○今野委員 たいへんしつこいのですが、官僚、教師といふものと縁がないとおつしやいましたが、そういう人たちは教育を受ける必要はないといふことですか。今の御説明によると青少年及び成人の間で相互に行われるといふたやうな意味に解してよろしいのですか。だれがだれを教えるといふふうにも考へられるのですが、そういう点について御答弁を願ひたいと思ひます。

○柴沼政府委員 官吏あるいは教員が社会教育を受ける資格がないといふやうな意味で申したのではないのでございまして、それらはそれらとして、やはり一つの組織的な社会教育の計画的な教育が行われる場合に、自然にそういうものが社会教育にまで及ぶ場合があるだらうと思ひます。ただ一定の資格を持つ者があらかじめ指導者として予定されておらないといふだけあります。卑近な例で申し上げますれば、たとえば図書館を設けておきまして、そこに本のエキスパートである司書がおる場合には、その司書が自然に社会教育的な活動をするわけであります。しかしそれはいわば学校における教育とは少しやり方も違ふのでございまして、そういう意味で成人に對して行う教育活動と申しましてもよろしい。組織の上であらかじめ特定の方面についての指導者といふものが出て参るわけでありまゝ。それからグループとして自然に指導者が養成されて参る場合、いろいろな場合が予想されるのであります。その場合に教育といふ實際的活動を客觀的に見ますれば、それはやはり指導者から一般の成人なら成人に對しての活動だと見てよろしいのだと思ひます。ただそういう特定の指導者を、この第二條では特に資格者として認定

が、当初の計画が、教室を新しく七万二千九百かを建てなければいけない、そういうようなことから出発して、そのうち、いつの間にかそれが十三万幾らかといふふうにかつて来て、そのために非常に予算の上でも大きな組額を来しておるのではありません。

そういうような予算の組額は、それだけの理由ではありませぬけれども、しかしながらその点も非常に影響しておるのじやないかと思ひます。計画というものが、予算というものを初めから予定しないで、いい加減な計画を立てると、あとどうにもならなくなつてしまふことがしばしばあるわけです。これだけの仕事をするには、相当人も動くのだし、予算が相当いると思ひますけれども、一市町村当り五千円といつたような國の支出では、何だかどうにも動きがとれないような気がするので、その点お伺ひしたいと思ひます。

○柴沼政府委員 御指摘のように、社会教育関係のことは、從來あまり手のつけ方が少かつた関係もあるものであります。予算的にも非常に不十分であることは御承知の通りであります。われ／＼直接これに従事する者としていたしましては、できるだけ予算をふやしてやらうことが非常に望ましいのでありますけれども、ただ遺憾ながら、その努力がいまだ及ばないといふような事情なのであります。この法案を実施して参ります場合に考へておられますのは、大体この法案で根本の基調となつておられますのは、現在の実情が土台と相なつておるのであります。現在社会教育につきましては、國よりもむしろ地方公共団体として、中央からの補助も何もなしで、自発的な経費が

相当含まれておるのであります。その経費が、この法律を扱うことによつて著しく増すかどうかという点は、われわれとしては、少くとも法律によつてそれを非常に増すようなことを強制する、あるいはそういうことを指導するといふようなことはいたさないつもりでおるのであります。これは國から出します予算が少いので、そういうふう

に退嬰的に逃げるのだとおしやればそれまでであります。實際問題といひまして、たとえば地方教育委員会の社会教育の任務というところ、に、たくさん箇條が羅列してあるのではありませんけれども、これらのものは、しさいに地方の実情に当てはめて参りますと、おのずから着手の順序というものが出て参ります。また必要の順序というものも出て参るのであります。現在そういう意味で選択的にこれらが採用せられ、実施いたされておるわけでありまして、ただこの法律が出来るわけは、この法律を見た地方の人々は、一つの輿論をつくつて、ある活動を教育委員会に要求して参るといふことにもなるかと思ふのでありますけれども、とにかく國も將來補助をできるだけのすべきであります。また地方でも、本来の任務を考へて、適切な重点の選び方をしてもらうようにして進んでもらいたいと思ひます。

○原委員長 ちよつと申し上げますが、大臣は内閣委員会の方にも呼ばれておられますので、ちよつとおいでになつておる機会に、大臣に対する御質問を先にしていただきたいと思ひます。○今野委員 それでは、これを保留しておいて、大臣に対する質問の方を先にしたいと思ふのですが、いかがでし

ようか。

○原委員長 さようにすることに御異議ありませんか。

○原委員長 ではさようにいたします。

ただいま大臣から発言を求められております。

○高瀬國務大臣 先ごろ松本委員から御質問があつたかと考へておりますが、地方教育の地方公務員兼任の問題であります。それを文部省としては今研究しておる、こういうお答えをしてあつたと思ひます。それについて今日お答え申し上げたいと思ひます。

質問の要旨は、地方教育が地方議会の議員を兼職し得る時期が六月三十日までということになつておる、しかし今度地方自治法が改正されて、地方教育員でない地方公務員については、その兼職し得る時期が現在の任期中とすることに改正された、それと関連して地方教育員についても、やはり在職し得る期限を任期中とする必要はないが、こういうことであつたかと思ふのであります。文部省としては、いろいろ研究をいたしまして、当初は、公立学校の教員というものを國立学校の教員と区別すべきでないといふような意味におきまして、教育公務員特例法施行令で、本年の六月三十日まで地方公共団体の議会の議員を兼職することができるといふことにしたわけでありまして、しかし今度地方自治法の改正がありまして、御質問のありましたような趣旨において、地方教育員につきましても、その在職期限を緩和することが適當であろうといふふうに考へて、今いろ／＼手続を進めておる次第であります。

ます。さよう御承知を願ひたいと思ひます。

○今野委員 私は文部大臣に対して、二、三の点についてお伺ひしたいことがあるのであります。その第一は、学校給食といふものがございまして、この学校給食には、みんな父兄が金を出しておるわけですね。しかし聞くところによると、また新聞などで見ると、ああいうものはララ物資であるといつて、何かただでもらつておるようなふうにも聞えるのであります。しかし一面、先日本会議でもつて取上げられました阿波丸の問題において、アメリカの言つておるところによれば……。

○千賀委員 委員長、社会教育以外のことにしても文部大臣に質問を許しておるのですか。

○原委員長 質問は関連していただきます。文部大臣の御発言は、文部当局みずからこの前の松本君の質問に対して答弁されたのでありますから、そのことに関連して質問があればお願いいたします。――なければ、社会教育法案に対してまだ質疑者が二名残つておりますので、社会教育法案を中心に御質問願ひたいと思ひます。

○今野委員 それでは先ほどの問題にもどつて質問をいたします。今柴沼政府委員から非常に手まわしのよいお話があつたわけですね。つまりこれによつて地方の財政を圧迫する氣はないのだ、こういうような話であつたわけでありまして。しかし六・三制の問題でも、なお警察その他いろ／＼の問題で、地方の財政は非常に参つておるわけですね。従つて、こういうものが来て、多分受け付けまいと思ふのです。ですから、この法律がどれだけ効果を奏

するかといふことについては、非常に大きな疑いがあるわけですが、その点についてはどんなふうにお考えでし

○柴沼政府委員 現在文部省の制度が、文部省設置法案によつて大きくかわらうと思ひしております。また地方でも、教育委員会ができたことによりまして、教育行政に関する方面が大きな変革を受けたのであります。従つてその両者の社会教育関係者は、どういふことをどういふふうにしたらいいのかといふ点について、現在相當な疑問を持つておる。そしていろ／＼な任務のうちの特定のものは実現しておるのではありませんけれども、はたしてそれであるのか悪いのかといふような点について、何らか基本的な指示がほしいという氣持に相なつております。その意味におきまして、國と地方公共団体の任務をまず規定するといふ形にいたしましたので、少くともその点につきましては、今後経費のかかる、かからぬは別といたしまして、と申しますのは、實際には経費をかけない仕事もありまして、また経費がかかりまして、収入が同時に考えられる仕事もありまして、その辺は別といたしまして、少くともこういう根拠ができることによつて、相當思い切つた働きをすることができるといふことは、これは申し上げるまでもないのじやないかと思ふのです。なおこういう法律のできることによつて、たとえば社会教育團體が不当なる干渉を受けないといふようなことの、はつきりした具体的な保障が受けられるといふことは、一面そういう團體が自由に活動のできる道を開くのであります。今まで相當いろ／＼

な方面からの指導によりまして、たとえは縣廳の役人が青年團の職員になつてはいかぬといふことを言ひまして、なか／＼實際問題としてそのように行かないのでありますけれども、この法律が出ますれば、そういうことはつきりとなくなるわけでありまして、つまりそういうふうには、法律によつてい／＼な面が救われて参り、それによつてまた社会教育が少くとも正道の上によつて運営して行くことができる、かように考えておる次第であります。

○今野委員 これはすでに松本委員からも御質問のあつた点と考えますが、そのときのお答えがどうもよくわからなかつたので、重ねて伺ひたいのですが、第七條の項目は、やつぱりこの社会教育全体に相当大きい影響を及ぼすように考えられるのであります。地方公共団体の長が、教育委員会に対してい／＼な弘報宣傳に關することを依頼し、その実施の協力を求めることができるというのであります。この点はごく卑俗な意味で、昨年たしかあつたのですが、昨年から今年にかけて、たとえば横浜あたりで——これは社会教育じゃない、ひどいのですが、学校の生徒に、お前のお父さんは税金を納めたか納めなかつたかということを先生を使つて生徒に聞かしておるのです。こういうふうになりますと、どうも少し度が過ぎてい／＼にわれ／＼も考へたのでありますが、今度は社会教育という名でもつて、学校では教育が悪いのだけれども、社会教育という名でもつて、そういうようなことがど／＼／＼官廳などの、いわば通達です。あるいはもつと強い意味を持つた

圧力が、社会教育という名前でもつて國民の上にかかつて來はしないかといふことが考えられるわけですが、その点についてどのようにお考えでしようか。

○柴沼政府委員 第七條の規定によりまして、地方公共団体の長が視察、聴覺等の教育の手段を利用して、一つの施策を宣傳して行くようなことを考えますれば、實際の問題として、御説のように、たとえば租税を完納した方がよろしいというような映画なり幻燈等をつくり、あるいは供米を促進する趣旨で、それについて一般の理解を完全ならしむるような映画なり幻燈なりをつくるというようなことが相当考えられるのであります。しかしい／＼しくもこの七條によつて定められますことは、少くとも國會で定めた法律の趣旨に反するようなことは取上げないはずであります。税金を納めるにいたしましても、國會のきめました税金を取るということだけなのであります。少くともその目的においては誤つたことは出るはずがないと考えております。ただ實際のやり方として、たとえば学校において児童を使うというやうな場合には、これは教育的に見ても、児童の教育という点から、もしや方を誤りますと、相当悪い影響を及ぼす場合も考えられるのでありますけれども、それは具体的なその場合の手段の問題でありまして、第七條のやうな協力關係からただちにやういふ結果になるというふうには結論は出て参らないのじやないかと考えております。

○今野委員 ただいまのお話で、この法律できまつてゐることを宣傳するのは悪くないというのですが、それはそ

の通りでございましょう。けれども今考査委員会その他で問題になつてゐるやうに、税金の取り方やなんか、いろいろ税務署側で悪い点も出て來てゐるのです。そのために苦しんでゐるのに、それに対して税金を納めろというやうにやつてくると、かえつて國民の反感を買つてゐる。われ／＼として、こういうことがかえつて社会の平和を乱すやうな、また乱すことを挑発するやうなこともなりはしないかと、さへ考へる場合が多々あるわけですが、そういうやうなことに對して、どうもただいまの御説明では十分でないのであります。しかしこれは逐條審議の際に譲りまして、これで打切つておきます。

○千賀委員 社会教育でございまして、昨日もここで發言をいたしました。が、最も社会教育を必要とするものは、成人よりも青少年であらうと思ひます。青少年に對しても、学校であるとか、あるいは市町村であるとかいふものは一切社会教育に干渉しては相なぬという條項がここにございまして、しからばそれが社会教育の操縦をするのかと思つて議案を探しますと、社会教育委員会が大体やるやうにわれわれは承知をいたしました。しかしながら社会教育委員会の実情というものは、大体町村におきましますおだいさまが選ばれて、この少数の方の社会教育委員がございまして、實際それらの人は生活にかまけ、または青少年の生活とはたいへん年齢的にも縁遠い人で構成せられる場合が多いのでありますから、青少年の生活と社会教育委員方とは、ほとんどまつたく日ならずして交渉のない無關係なものになつて

しまふと思はれるのであります。指導者の一つのグループと、指導を受ける者のグループが全然没交渉になつてしまふ、さらに、学校も市町村も指導してくれないといふことになる、結局はそれで青少年の自治のみずからの修養を高めようといふことになるのでございまして、この自治がさぶるたいへんなものであります。若い者もほつておけば、十年たてば十才年をとり、五十年たてば五才年をとるといふこととて、結局は一生を通じて一人前の生活體驗を初めて得て、完成した人間になるころには命が終るということである。まして、社会教育なるものが、こうしたのんきな傾向をたどつて完成されて行くといふならば、それが目的だといふならば、また何を言はんやである。要するけれども、現在の社会を急速に引締め、日本の自立復興を加速度的に助長しようと思はれますと、そんなことでは困ると思ふのであります。われわれもさうな緩慢な氣持で社会教育制度をながめたいとは思はれておられません。もつと急速に効果があるやうでなければならぬと思つております。そこで昨日發言をいたしました火災予防の件だけでも、青少年の自治にまかせのみでなく、もう少し指導という面も考へてもらいたい。なるほど火の用心は火事である。火の用心をおろそかにしたならば、たいへんなことになるが、最も注意を要する火の用心のポイントはどこであるかといふことを自分でさせるまでに至らしめなければいけない。われ／＼がその資源の乏しいところ、虎の子のやうにしてゐる学校なり工場を片づけばから焼き盡してくられたのでは、いかに社会教育が徹底し

ようといへども、何を言はんやといふことになつてしまふのであります。そうすると、もつと急速にこの青少年の修養の中に、生活體驗のゆたかな、生活知識の十分きわめられたところの、いわゆる先覺指導者の指導を十二分に取入れなければ、青少年が一人前の人間になるまでには國家的のロスも多いし、また間の抜けた社会教育になるのでございまして、何といつてみたつて、青少年の教育に壯年、老年の生活體驗知識を取入れなければ——また見ようによつては、これが指導に過ぎるやうな形になりまして、これは相當に、場合によれば強硬にやらなければだめだといふことはあまりにもよくわかりすぎております。これに對してどうにもこの案ではいくじがなさすぎ。もつと必要なるところはぐん／＼とやつてもいいと私は思つております。現在日本の全体の機構でさへもわれわれは民族自治を認められてゐる形ではありまして、必要な場合には大きな力からわれ／＼はど／＼／＼あらゆる方面に強烈な社会教育を集中せられつつあります。たとえば日本の漁業のごときでも、在來の日本の漁業は漁獲量の多いことをもつて世界に誇つておつたのでございまして、この漁業をもつては、世界のあらゆる民族から日本の漁業はポイントを受ける。日本の漁業は取る技術を誇ることもけつこうだけれども、取る前に魚をもつとふやしてから、みずからの知識とみずからの努力においてふやした魚をみずから巧みに取つて、いやが上にも民族をにぎわせるという指導を今われわれは受けつつありまして、讀つて考へてみれば卒然として氣がついた次第で

あります。日本の漁業といえども、その個々に立たなければ、世界の各民族の間にとり日本人としての位置を認められることができないということから、今や日本の漁業は画期的に形を改めんとしつつあるであります。これはたつた一つの事例で、私が本文部委員会に轉請をして参ります前に属しておつた水産委員会において、眞剣に問題になつたところでありましたが、たつた漁業一つにおいてさえもかくの通りでございます。社会教育、日本民族全体がいかにしてすこやかに生きて行くか、民族の思想をいかにしてゆたかにして行くか、この教育のためには、もちろん相當に必要な方面には強力な指導がある。これは理の当然であります。これを今のままでありましては、こわいものに気がついておりながら、よろ手を触れずに、とうとう青年が一生かかつて満足な人間になるまでには、日本のあらゆる文化財といふか、資財は烏有に帰してしまつて、再びほんとうに完成した人間になつて立ち上ろうとしたときには、すでに立ち上るべき経済的の力が消失をしておるといふことになつてしまふのであります。私は火災の例に一つ引例をいたしましたけれども、これは決して火災だけでありません、全人生のあらゆる面に対して同じ事が言えるのであります。かような点に何もおつかなびつくりであることはありませんが、もつと有効適切な指導を注入する法はないのか。また当局も気がついておるならば、一体この法案でどこでそういうことがあてやう得るのか、所信を承りたいのであります。

が、大臣でなくともけつこうであります。この法案の表現法であります。ここにレクリエーションといふかなが使つてございます。レクリエーションといふかなは英語でもなければ日本語でもない。こういうあいまいなものをなせお使ひになるか。このレクリエーションといふかなが使つてあるのは英語の何という字に相當してあるか、意味がわからなければちよつと辭書を引いて見ようという氣持が出るのは、六・三制をほとんどしまつた者くらいでなければだめであります。あるいはレクリエーションといふ字を、これは英語のあの字だとなかると人は、上級の学校に中学が済んで入学試験の準備をしておる者が、そこらに書いてある社会科試験に出たときという用意で研究をして腹に入れておる者、かような者くらい以上に英語に堪能な者でなければ、おそらくレクリエーションとかなで書いても、どういふことかわかるまいと思ひます。また過去において英語にいかにも堪能な方がありまして、あの町にべた／＼張つてあるオ・リミットだとか、このレクリエーションだとかいふ字は米語でありまして、ほとんどアメリカ人の使うやうな意味では、いかに英語が堪能な人でもわかり得ないのであります。文部省は國語研究機関をみずから持つておられます。このレクリエーションを一体この議案にお掲げになるならば、みずから持つておいてなる國語研究機関に付議をなさつて、あそこでも頭を下げてからこのままこんな妙な字を書きになつたのか。この点がはつきり伺ひたいのであります。あなた方は五十万円の予算を取りまして、まさに國語研

究をして國家百年の大計を今やここに基礎づけんとしておる大事業をおもくろみになつておるのであります。レクリエーションなるこの米語が、アメリカ人がどんな意味にこれを使おうとしておるか。それこそ國語研究所において研究なさつて、これを日本語で簡単に表現するならば、何という字を使つたらいいかといふことは、およそ國語研究所の最初の一つの仕事としてできるはずであります。それをなさつてもなおかつここにこんな字を使わなければならなかつたのかどうか、まことに私は遺憾に思ひます。本議案ではこの一字だけでありますけれども、今回衆議院に提案されている政府の全議案の中では、こうしたあいまいな字を使つてあるのは二つ三つでは数え切れぬ数であるように考えておりますが、これを統一することこそ、必ず文部省において確かにやり得ることであると思ひます。國語研究所の活用によつてやり得ることであると思ひますが、文部省はそれだけの抱負を持つて、各省に難解な米語があつたられたらちのころへ持つて来いといふことの通達をせられて、議案の單一化と申しましたら、正しい國語をもつて表現する方をわれこそはやつてのけんといふだけの意氣に燃える方が、どうしてたくさんのお役人の中に一人くらいはないのか、非常に私はこの点遺憾に思ひます。この点に關しまして御見解はいかがであるか伺ひます。

も頭をひねつておりますが、へたに訳すれば元氣回復で、それではレクリエーションの妙味は出ないのであります。ずいぶん長くしなければならぬ。そこに西洋の言葉数が多くて日本の言葉数が少いのであります。何か適當な漢字をつけないければならぬといふので今研究しておりますが、日本語で適切に來るのがないのであります。陸軍でも、昔は英語でいえばスパナですが、砲兵の方ではこれを扛起機條條壓螺輪を持つて来いと言われてわれ砲兵の將校は困つたのであります。これはスパナと言えばよくわかるのであります。そういうものが英語で簡潔にわかる例もあるものであります。レクリエーションはまだ徹底しておりません。パンパンといふ意味もわからなかつた。けれども今日パンパンと言へばびんと來るのであります。そこに一つの社会教育といふやうな面があると思ふのであります。レクリエーションといへばわれ／＼の頭にびんと來るといふやうな時代が來るだろうと思ふのであります。これは單なる元氣回復でなく、われ／＼の精神的にも肉体的にも、日に／＼創造して、クリエートする、疲れを回復して新しいものを生み出す、といふ廣い深い意味を持つておりますので、適切な言葉を今研究中であります。へたに訳して、扛起機條條壓螺輪のやうなことになるのは困りますので、今研究中であります。〔研究中ではないか。法案の中に書いてあるのだから。〕と云ふ者あり。いや、それは内容の意味は、精神的肉体的に疲労を回復し、絶えざる創造をするといふ意味を含めて書いてあるの

であります。そういう意味になつておるのであります。

○千賀委員 前段の御答弁を願ひます。

○柴沼政府委員 前段の御質問について、われ／＼の考へており、また起案にあたりまして考へましたことを申し上げます。

火災に例をお引きになつて、生産面の教育に先覺者の教訓を十分に取入れるやうな方法が必要ではないかといふ意味の御質問だつたように思ふのであります。問題はその方法についての御意見にあるのであります。われわれ教育の方法としては、たとえば年齢別にいろ／＼な段階が考えられるかと思ふのであります。家庭教育で幼児をしつけます場合の教育の態度、さらに各階級の学校においていたしますところの教育の態度、さらに成人に対する教育の態度といふやうなものが、それぞれ手法としては違つた手法によつて実施されて參るといふことが考えられるのであります。青少年の場合でありますれば、ちよつどの青少年としてわれ／＼が取扱ひます年齢層は、まさに一人前としての自覺が始まつた当初であります。非常な自信を持ち、革進的な意見を持つて進もうといふ時期の初まりになるわけでありまして、そういう場合に、どういふ方法でこれら青少年に先覺者のいろ／＼な經驗、いろ／＼な教訓を與えるかといふことは、問題により、あるいはその環境により、相當くふうをこらして研究しなければいかぬと思ふのであります。

それでこの法案として準備してありますところは、第一に図書館、博物館

等、あるいは公民館等の施設をつくりまして、それを青少年が利用することによつて先覚者との接触をはかり、あるいは先輩の教訓を受ける機会をつくりつてやる、あるいは書物によつて先人の業績を読むというような機会をつくりたいことが、まず第一に一つ考えられるわけであり、それからもう一つは、いろいろな団体生活を自由にさせることによりまして、その団体生活の中におのずから指導者としての立場をとる者が出て参り、そういう者を通じて貴重な経験が後世に傳わつて行くような方法をとる、かようなことが考えられておるものであります。そして、そういうことを実施して参るための補助手段として、たとえば映画でありますとか、あるいは幻燈でありますとか、そういう最も新しい視覚、聴覚等の方法をその間に織り込んで行くというこゝによつて、お話のような青少年の教育の充実を期して参りたいと思つてゐるものであります。ただ学校の場合と違ひまして、その教育の計画なり内容なりというものを、國がただ一つの方法、ただ一つの手法というやうなものを考へ出して與へまして、これが誤用されまゝと、ヒトラー・ユーゲントのやうに相なるわけであり、われわれといたしましては、そういう方向には絶対に陥らないといふつもりで、実はその辺の予防線を十分に張つて、もつぱら自主的な活動を促して参るやうな方法を考へに入れて、この法案をつくられた次第でございます。

○千賀委員 御説もつともでございますが、今のあとの方の御答弁に對してもう一回質問いたします。あなたの今のお話を聞いておりますと、たとへば傳染病にかかるといけなから、図書館に行つて傳染病の本を読んて來なさい、そうすると傳染病の知識ができて、かからないことになるだろう。また火災はこわい、だから公民館で火災予防の活動写真でも見て來なさい、それでわかるだろうといふことにならうでございます。そういうことで自を得させることもけつてうではあります、が、およそ人間の生活過程におきまして、ことごとく今おつしやるやうな自得ばかりで、人間が急にこうになり、急に成長するといふことはあり得ないことで、いかにわれわれにこゝうした制度を教へてくれるアメリカといへども、スポーツにおきましても、あるいはその他におきましても、相當に厳格な指導者が指導法をとおして指導しつゝあつて、初めて青少年がみずからそのロスを省きまして、りこうになつて、急に精神的に成長を遂げつゝあるのでございますから、日本といたしまして、決してその点ではそんなに遠慮しておる必要はないと思ひます。どんなに注入するものは注入し、つぎ込むものはつぎ込んでつゝこうだと思ふのです。そうしなければ私にはなかなかこれはむずかしいと思ふ。さればこそ現在青年の寄つておる工場とか学校とかいふところに行つて、電氣の使用法たつた一つでもごらんください。計画され設計されたときの燭数でそのままであり、またそのときの電燈の数がそのままであり、また設計されないのであれば、決して電熱器とかそういうものが使われておらないといふやうな厳格な例は、ほとんどどこに行つても見ることができないやうな現状であります。私はこの点で相當に注意をして方

方の学校を見ますけれども、燭数などは設計の燭数より大きな燭数を使つておることがほとんど普通のようになつておられます。夫々みずから自得せよといふことは、非常に人格的なけつて、うな教育法ではありますけれども、夫々みずから自得するのは、ほんとうに達人、聖人において全きを得るもので、凡人である限りには、相當に指導者のよき指導、厳格なる指導を得なければ、なかゝゝ急速に人となりがたいのであります。こんなふうによゝした社会において、青少年がなるべく急速に完熟した人間になつてくれなければ、その間に失われるところの國土なりあるいは文化財の消耗は實にはかり知れない損失があるのでございます。やがてその損失が重なり重なり、民族が再び立つたあたりどころまで行かざればやまぬといふことになるので、どうも私は當局がこの点の考えのよりもおつかなびつゝ、遠いところから物を探つておるやうな形で、もつと勇敢にこれをやらせてもけつてうだと思ふのであります。私の申し上げるやうな趣意においてほんとうにセクシヨンを強い意見で應對をなさつた、對立をして検討を加えられたことが實際あるであらうかどうかであらうか。私はこゝういふやうなことは、ただ仰せごもつともだと承つて來られるだけだから、かような議案が出て來るのではないかと思ひますが、その点あなたの方の御決意のほどを伺つてみたいと思ふのであります。

○柴沼政府委員 何かわれわれの方が非常に遠慮がちな法律をつくつたやうな印象をお持ちになるやうであります、が、実はこれは、われわれとしては遠慮しておるつもりも、あるいは遠慮からなめておるやうな氣持でもないのではありません、またこゝういふ考へ方について、特に社会教育法に關して向うか

ら注文を受けたといふことも、實際問題としてないものであります。われわれといたしましては、ちよつとご言葉の中に例としてお引きになつたのであります、が、スポーツの集團において相當厳格な訓練が実施されるというお話が出て参つたのであります、が、そういうやうなことをわれわれは意圖いたしておるのであります。ちよつと青年期におきましては、非常に理想主義的な考へを持ち、またみずから活動することを希望する、その心理状態を、われわれはいわば善用するわけであり、みずから求めて、自分を訓練するためにそういうやまゝしい訓練を指導者から受けるという態度になるわけでありまして、このことはスポーツばかりでなく、一般に文化的な集團においては、特に青年の集團においては、常に見られるのであります。そういう意味におきまして、われわれとしては、何も公民館の映画を一つ実施して、それを利用するかしな手をつかねて待つておるというわけでもないのでありまして、そういう自発的な青年の特性を活用した、集團生活における自主的な自己訓練——自己訓練と申しますもの、普通の青少年の制度をござらんになつてもお氣づきと存じます、が、常に青年層の指導者、あるいは顧問といふものがついておられます。これは宗教的な意味は薄いのであります、が、YMOAのやうなものにつきましても、さうであります、またボーイスカウトについてもさうであります、また日本にたくさんござります地域青年團についてもさういふことになつて、自分で進んで訓練を受けるといふ氣持が出て参るわけであり、さう

いうことをせしめ伸ばして行くことが、教育基本法に基いた一つの新しい教育の方向であるというふうに考えておるのをごさいます。

○千賀委員 いま一つ最後にお伺いします。あなたのお考えになるように各社会教育団体が進んで行けばけっこうであります。寄れば麻雀をやると集まればダンスをやると芝居のけいこをやつておる。それくらいな団体が実在するときに、一切道学者——道学者ということは言葉が過ぎますが、とにかく人間として完成するためのいろいろな道を好んで聞かないというふうな社会教育団体の出たときに、それは一体どこから指導するのか、だれもこれに助言を與えてやることができないのか、それはいかがですか。

○柴沼政府委員 現在相当世相を反映しまして、青少年の集まりの中に、お話をうななみ好ましくからざる行動をとるための集團というものが、必ずしもないわけではないと私も存じておるのであります。しかしこれを訓練した方法としては、学校以外にはないわけでありまして、みずから志望して学校に入りますれば、少くともその学校の定めてある規律は、これに従わなければならぬ。それは承知して入つたのでありますから、当然そうなるのであります。それから、一般に世の中にあります場合には、これはわれわれとして、よいところに向う機会をつくつてやる、よい方向に向うための興味のある積極的な事例を奨励するといふような形でその注意を引きつけて導く以外には方法はないと思つております。非常に間接的な方法のようであ

りますけれども、今後の教育の方向としては、それ以上に出ますことは行き過ぎではないかというふうに、文部省として考えておるような次第でございます。

○千賀委員 不満足でありますけれども、私はもうこれでやめます。

○水谷(昇)委員 議事進行について、ただいまここに配付せられた社会教育法案に対する修正案というものは、察するところ、参議院の文部委員会において修正可決せられたものと考へるのでありますが、はたしてそうでありましたならば、この際議事進行上この修正案をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○渡部委員 関連してやはり一般的な問題をひとつやつて、逐條審議のときに説明してもらつたらどうでしょう。

○原委員 長 それでよろしゅうございましょうか。

○原委員 長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○原委員 長 それでは渡部君の御発言の通りにいたします。

○松本(七)委員 前回文部大臣に御質問申し上げたときの御答弁で、少し足りない点がありましたので、補足して御質問申し上げます。

この前予算的な裏づけが不十分なまにこういうものを実施した場合に、いろいろの弊害があるのではないかと、いふことを御質問いたしましたときに、大臣は、予算的な措置といふものは不十分であるけれども、これはないよりはまだましだといふような御答弁があつたのであります。しかしながら、六・三制にいたしましたも、あるいは教育委員会にいたしましたも、予

算的な裏づけといふものが不十分であるためにいろいろの弊害が起つておる。特にこういう社会教育に関する施設を十分な予算的な措置が伴はずして実施した場合に、いろいろの弊害が予想されるので、われわれもこれを憂慮するわけでありまして、どうしても地方の負担が多くなつて来る。今でも問題になつておりますような、強制的な寄附がますます過重されるのではないかと。そういうところから、やはり地方のボスが、こういう社会教育面を相当牛耳るような弊害が起つて来るのではなからうか。これを実施したときの効果よりは、弊害の方が多く出るのではないかと。これが憂慮されるわけでありまして、そういふ予算的な措置が不十分なために起ることが予想される。この弊害について、政府は考慮されておるかどうか、もしそういうことを予想されておるとすれば、どのようにしてそれを防止されるのか、そういう点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○柴沼政府委員 先ほど今野さんの御質問のときに触れたのであります。質問のときに触れたのであります。ところが、われわれはこの法案を実施することによつて、地方の負担が現在の負担よりも著しく増すといふことをできるだけ避け得るような形で規定をして参りたい、こういうつもりで規定をしておるのであります。つまり社会教育だけの狭い見地から言いますれば、たとえば公民館といふようなものは、設置を義務づけることが望ましいといふことが一應言えるのでございしますが、しかしそういうことはいろいろの面で、財政ばかりでもありませんが、特に財政的に弊害を生ずるおそれがあるといふので、そういう考えは捨てたのであ

ります。また地方教育委員会の任務としてあげましたことも、一つの事例としてあげたのであります。これが実施はもつぱら地方の予算で計上し得る範囲にとどめてさしつかえないような規定にいたしましたわけなのであります。ただこれを実施することによつて、よき傾向と悪い結果と、二色想像できるのではありませんが、できるだけ悪い結果の出ないような方策をめぐらしまして、まずこれを実施いたしましたために、地方が非常な迷惑を受けるというやうなことはならないのではないかと。いふうに考えておるのであります。

○渡部委員 今日はまだ一般的な質問をいたします。この法案を読んでみますと、指導とか、助言とかいふやうな文字が非常に出て来るようですが、この指導、助言をする機関は、先ほども言われたように、教育委員会とか教育長とか、そういうふうな人たちが指導し助言する。ボスが非常に重要な社会教育を指導し助言するといふ精神が、この法案の中には流れておる。ところがわれわれが考えると、社会教育は特にそうであるが、社会的な認識とか社会的な自覚とかいふものは、ボスの間から起きて来るのではなくて、これは一般にはつきり現に見るやうに、一般民衆の中から、ことに働いている人々の中から、こういう新しい日本をつくるて行くところの社会的な認識、社会的な自覚といふものが起きておるわけなんです。こういう人の認識は、学問の高い人の認識よりも、さらに非常に確固とした認識があるのであつて、たとえば大学教授よりも、現在の指導的労働者たちは、もつとはつきりした社会的

な認識と社会的な自覚を持つております。しかもそれは新しい日本をつくる上において最も重要なものであると思つておる。これは私が思うばかりではなくて、現実にもそうである。そうだとすれば、社会教育といふものは、いわゆる地方におけるボス的な人の集まりによる機構によつてなされるべきものでなく、民衆の創意、ことに新しい日本をつくらうとして活動しておるこの民衆の創意が盛られなければならぬ。それが一番重要視されなければならぬのに、この法案の中には、民衆の創意性といふものを取入れるところの何もかも出ていないのは、一体どうしたわけであるか、この点についてぜひお尋ねいたします。

○柏原政府委員 ボスの話が出ましたが、古い型のボスとか、古い型の思想家とか、政治家とか、あるいは彈圧的な人を講師に頼んで講演をしたりする場合もありましようが、しかし現在の日本におきましては、もうそういう古いボスで青年層を指導しても、ついて行かぬくらい一般の思想は高まつておりますので、そういう古いボスを持つて来て講演でもやらせましたら、聴衆は来ぬ。しかし新しい型の人が行けば聴衆は来るだろう。そういう全体の動きを考慮して、時代に適當な講師がおのずから出て来るだろうと思つておる。いま古型の彈圧的なボスを集めて講演を聞かすといふやうな結果にはならないのではないかと思つておる。地方の教育委員は選挙で出て来ておるのであります。ですから、相当一般の水準を知つておるのであります。かつての封建時代の古いボスではないと思つておる。見方に

的能力のある人がおのずからボスになつて来るのでありまして、そんな心配はなかりうと思ひます。また農村において、たとひ身分は低くても、その人が努力すれば一反に六石もとれるという達人だつたら、各農村から農学博士よりもひつぱりだこなつて、そういう人の話を聞きたいという一般の要望もありますので、おそらく一方的な彈圧的な人ばかりが教育に従事することにはなるまいと思ふ。それほど一般に現段階の社会水準が進んでいないとは言えない、こういうふうに考えます。

○柴沼政府委員 この法律中、若干の條文において指導、助言という用語が使われておるのでありますが、教育委員會の場合について申し上げますと、教育委員會はわずかな人で構成されておるのでありますから、社会教育の全般についてただちにその人だけで社会教育の指導及び助言ができるかどうか、ということは、私たちが疑問に思うのであります。それを救済するため、この社会教育について教育委員會

から諮問をし、あるいはその計画を聞くことのできるような社会教育委員と
う一つの会議体を置いて、それを救
済して行く、公民館の場合であります
が、公民館運営審議会というようなもの
を置いて、それを通じて十分に輿論を反
映して、社会教育上の援助をして参る
という方法を採用しておるのでありま
す。そのためにこの委員の選び方につ
きましても、これは参議院の修正案と
も関連するのであります。が、いろい
ろとくふうを凝らして、できるだけ輿
論が公正に反映するような方法を、あ

なお念のためつけ加えますが、第五條の場合には「指導及び助言」ということよりは「援助」という言葉の方がいいだろうということに参議院でもされております。しかしかりにこれが指導助言と相なつておつても、いわゆるボスの考え方で指導することには決してならないようにできているつもりでございます。

○**渡部委員** なるほど十五條にはこの教育委員というものは「社会教育関係団体の代表者及び学識経験者のうちから委嘱する」ということになつておりますが、これを委嘱するのは教育長の推薦によるものであつて、現在のところ、こういう形での社会教育委員というものが、民衆の創意性を發展させるような、十分に取入れるような性格になり得ないということは何れ／＼ははつきりいろいろな場合で経験済みだと考へる。この点は議論になりますから、一應討論の際に譲りまして、第二に社会教育関係団体というのはどういう範囲を指すのですか。

○柴沼政府委員　社会教育の關係團體はここに規定してありますように社会教育ということを目的とするもので公の支配に属しない、つまり官の統制を受けない團體一切を言うのであります。但し先ほどもちよつとこれも関連して申し上げたことでありますが、社会教育に関する事業を本来の目的とあわせて行ふ、あるいは本来の目的に並行して行ふという場合には、それはその本来の目的の方に重点を置いて、ここでは社会教育團體の方に入れないのであります。そして現在ございますのは

るいは社会教育協会と申しますか、その他相当数各地にできておるのであります。が、その実質的な活動を判断して社会教育を主たる目的としておれば、それをとつて來てこの第十條にいう関係団体になる、さように考えております。

●渡部委員 今の御説明による社会教育関係団体というのは、大体において官制的な性質に近い、少くともそういう性質を持ち得る素地を持つておるものであるというふうになれ／＼としては考えられるわけです。ところが現にこの社会教育的な活動をしておるところの団体というのは非常に多い。たとえば私なども所屬している民主主義科学者協会ですが、これは日本の科学の向上ということも、その他の科学の自由というようなことも重要な目標にしておるのですが、しかしながらこの約五千名の大学高専の教授を中心に集まつておる科学者協会の科学活動、思想科学的な啓蒙活動というものは、全国には非常に大きい力を持

つております。これは現に全國に六十何箇所の支部を持つてゐる。これが各地方において地方の科学的な人々、科学研究者の人たちと協力して、非常に廣汎な活動をしております。こういう活動こそが社会教育の上に非常に重大な役割を持つてゐる。また他の新日本文学会でも、また新日本美術会でもいい。このような團體が全國にそれだけの支部を持つてそれだけの部門を通じての社会教育を非常に力強い形で展開してゐる。こういう場合にどうしてそれらのものが社会教育の團體に入らな

○柴沼政府委員 この法律で取上げておきますものは、一定の範囲がきめられておるのでありますが、むろんここで取上げてありまする団体以外に社会教育的活動をするもの、あるいは社会教育的な効果の多いものというものはこれまた無数にあるとわれ／＼は存じております。しかしこれらは、ただいま学術を中心とします形であれば学

術團體として育てて行つた方がいろいろな点に便宜が多いのであります。むろんこれを社會教育關係團體だとしてここで取上げる必要はないのじやないかとわれ／＼は考えております。この條文でぢんのように、要するにこの種の團體には文部大臣もあるいは地方公共團體におきましてでも干渉しては相ならぬということを中心にして規定してあるのであります。従つて干渉もしないかわりに補助金も與えないということになつております。しかし、かりに科學を中心とする團體でございますならば、その學術研究の範圍においては、これは當然に補助金をもらつてよ

いのでありますし、またもらわなければ十分な活動はできにくいだろうと思います。そしてこの中に入れて、そういう学術的色彩を裏にまわすよりは、むしろ学術を中心とした団体で進むべきである。そのかわり社会教育の活動の範囲においては、いろいろな団体等は地方教育委員会等にも密切に協力をしてもらう、そういう形を予想してこういう規定に相なつておるのであります。

○渡部委員　柴沼政府委員の答弁は非常におかしいと思う。たとえば民主主

あらゆる面にわたり全國的に啓蒙運動をやつておるのです。自然科学及び社会科学さらに技術のあらゆる面に向つての啓蒙活動が行われることをほかにして、どこに社会教育がありますか、その場合それがなぜ社会教育関係団体として入れられないのですか。それだから、私が問題とするのは、あなただけの言われたところのさきに若干あげ

られた團體の青少年云々といったようなものは、これはすこぶる官制的なものに近いような形である。社会教育にはさらに大きい廣汎な團體があるのだ、なぜこういうことを取上げないかということをお聞きした理由がそこにあるわけであります。

○柴沼政府委員　民主主義科学者協会のことを取上げて話したのではないのであります。私その協会の内容を知りませんので答えてできませんが、もしこれがそういう科学、社会教育を普及することを目的とする団体であるならば、これはこの中に入つてもさしつかえないだろうと思います。特定の団体

につきましてのお話ではなくて——私
間違いましたか、科学という言葉に非
常に重点を置いて耳に響いたものであ
りますから、学術の研究団体にしてな
おかつ普及をする団体かと、かように
解釈してお答えしたような次第であり
ます。

○渡部委員　それでは民主主義科学者
協会とか、新日本文学会とか、新日本
美術会とかいったふうな民主主義的な
あらゆる科学、技術、文化に関する廣
汎な啓蒙的な活動、教育的な活動、こ
ういうものをやつておるところの団体

は、社会教育関係団体ということに入ることにするわけですか。

○柴沼政府委員 特定の団体についてはお答えできません。私その内容を知りません。

○渡部委員 たとえば一般的に言つたらどうですか。

○柴沼政府委員 一般的、抽象的な意味でしたら、科学を普及する団体あるいは生活の科学化を意図する団体というふうなものは、当然取上げられてしかるべきものだと思うっております。

○渡部委員 どうもその点はつきりしない。私はたとえと言つたのであつて、これは今後の社会教育関係団体がどういふものであるかということを決めておくことが、この運営の上にも、この社会教育委員の選挙の上にも非常に重大なる問題になつて来ております。これは決定的な問題であると思つて、この問題についてそんなあいまいな考えではいかぬと思つて、こゝういふものは社会教育団体であるとして認め得る範囲に入るものだ、あるいは入らないものかということをはつきりする必要があると思つて、さういふあいまいなものを残して法案をつくるというのではできないと思つて、お答え願います。つまり判定の基準を明確にする必要があると思つて、

○柴沼政府委員 どの団体が具体的に社会教育関係団体となるかということにつきましては、いろいろ疑問の出る場合もあるかと存じます。しかしこれはその団体の直接関係する場所々々において決定されて行くべきであつて、一般常識でもつて判定する以外にちよ

つと方法はないだろうと考へております。

○渡部委員 その一般常識なるものはなほ非常識だから、ぼくは聞いておるのです。一般常識で言うけれども、基準の判定のないところの法案を出すことが、第一おかしいじやないかと思つて、どういふところで基準を判定するのか、それを明確にされないと、これは第十條だけにかかわるやうであるが、実は全体の項目にかかわつて来る。だから私はその判定すべき基準を明確にする必要があると思つて、

○柴沼政府委員 一般的な基準としては十條にありますが、公の支配に属しないというところ、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの、という二つの條項があるのであります。これによつて十分判定ができるだろうと存じております。

○渡部委員 これが重大なんです。これは全体にかかわるのです。そこで私は先ほど申し上げたように……（共産党宣傳機関がそこに入るかどうかというだろうと呼ぶ者あり）さうじやない。ちや／＼を入れたらいかぬ。ともかくあらゆる社会教育、あらゆる自然科学、あらゆる技術、こういう問題について廣汎な活動をやっておる、またある文学会のような廣汎な文化運動をやつておる、こういうものはいろいろな面から見て、社会教育的な活動をやっておるのであります。こういうことをほかにしては社会教育的な活動というものはあり得ないのだというところを、ひとつ柴沼政府委員ではなくて文部次官にお聞きします。

○柏原政府委員 ぼくも一つの社会

教育的な活動をやって参りましたが、それは宗教を背景にした実に廣汎な仕事といたしまして教化もやれば教育もやる、さういふふうな實際に効果をあげるものでありますけれども、一つの宗教色を持つておりますので、さういふものが政府でやる一つの社会教育の中に入つて行くことは困難かと思つて、そこで入らなくても宗教色でもつて存分社会教育はできると私は確信しております。従つてあなた方はなさつておる科学者協会が——これは科学と思想との非常に深い問題になつて参りますが、一つの政党色を持つとか、あるいは一つの方向を塗りつ

ぶしておるといふか、さうであつた場合には、國家の費用でもつてそれをするというところは、そこにこの法の精神から言へば、悪いと思つて、さういふやりまして、それがおれの方はさうじやない、純科学だ、さうなりますと、科学というものが、話はそれますが、共產主義は純科学の上に立つておる、それは主義でなくして一つの科学性な真理だという問題に入りまして、これは私は非常にむずかしい問題になると思つて、それはむしろ國會の議論というよりか學界哲學の問題に入つて来ると思つて、（拍手）従つてこゝで論ずべき問題ではなからうと存ずるのであります。

○渡部委員 それで私はこの問題についてはさらにと説明を求めめる機会を持ちたいと思つて、とにかくはなはだ要領を得ない説明であつて、しかもそれが根本的な問題になつて来るので、あとで次々と質問しますから、その点はひとつ了解しておいてください。

○柴沼政府委員 柴沼君に申し上げますが、ちや／＼が入るといふ言葉は除いていただきます。

○渡部委員 それでどういふふうに言つたらよろしいのですか。

○原委員長 それだけは発言しないでください。

○渡部委員 それでこゝういふふうには、國または府縣等に属しない団体、こゝういふ団体に対して助成をしないという意味はどこにありますか。その根本問題は……

○柴沼政府委員 社会教育関係団体に対しては十三條で補助金は與へてはならないとしてあるのです。しかしそのほかの点、たとえて申しますれば、ある程度統制物資の配給をあつせんするといふようなことは、これは考へて考へられないことではないのでありまして、この條文では触れておらないのであります。實際問題としてやつてよろしいのだらうと思つております。これは憲法八十九條の問題ではないと考へております。

○渡部委員 それでさういふ点につ

うに願ひます。

○渡部委員 要領を得ないからお尋ねしてあるので、簡単にやつておるので、（ナンセンスと言へば質問とは別だ。）と呼ぶ者あり、そんなばかなことではない。何をナンセンスと言つたか、あなたはわからないでしよう。

○原委員長 質疑を続行してください。

○渡部委員 それでちや／＼が入るので非常に長くなる。（質問しろと呼ぶ者あり）だから質問してゐるのであります。

○原委員長 ちよつと渡部君に申し上げますが、ちや／＼が入るといふ言葉は除いていただきます。

ては議論になりますから、さらに次に進みます。この文部省の方から出ておる昭和二十四年度予算要求額というものがあつますが、この中で特に注目されるのは、復員者教育に要する経費といふものが二千五百九万円もあつて、あらゆる社会教育の施設及び内容上のトツを占めておる。なぜ復員者に対してこれだけの経費を用いて特別の社会教育を行わなければならないのかという点をお聞きします。

○柴沼政府委員　ここで題目が復員者教育というふうになつておりますが、これは文部省の予算であるために、こういう字句を使つておるのであります。実際にわれ／＼がやつておりますことは、復員して歸られた直後に、日本の新しき憲法のことと御存じない、土地制度のこととよくわからぬ、あるいは職業を採るためにどうしたらいいのかという点も不明である、そういう事例が多いために、そういう日本の実情をそのまま知らせるという趣旨の経費でありまして、この経費は、たとえば新憲法のパンフレットを全部一冊ずつ配るといふようなそういう趣旨の経費であります。

○渡部委員　この復員者教育といふものは、特別に教育をされる必要はないのであつて、復員者は復員者としてのりつぱな特別のそれ／＼の見解を、むしろ日本におつて戦時中あつた状態に置かれた人よりも、廣汎な知識を持ち、廣汎な自覚を持ち、廣汎な認識を持つておる人が相当多い場合に、特別のこういう経費が用いられるということにはわれ／＼として異見があるわけですが、しかしこれは意見になりますから、この点は申し上げません。後

ほどわれ／＼は討論に際して、この点をはつきりさせなければならぬと思ひます。われ／＼としては引揚者あるいは復員者といふようなものの教育において一番重要なのは、何といつてもその人たちの生活を安定させてやることである。つまり教育のための物質的な条件をつくり出してやるための全國民の努力であるといふふうに考えるわけですから、この点についてはあとでまた質問します。それから教育の物質的基礎と私は申し上げましたが、現在働いておる人たちは、生活の關係から時間的關係からいへば、社会教育を受けるような機会がないので、この点についてはわれ／＼は特別の考慮を拂ふ必要があるのではないかと考えるのであります。その場合に定時制学校の予算が全部削られておるといふようなやり方のもとは、とても働いて行く人たちの社会教育を有効に、十分にすることというところは困難になつて来るだらうと思ふのですが、こういう点についての見解はいかがですか。

○柴沼政府委員　定時制高等学校は、数が少いために、実際に通学する青年の数が多くなつておるといふのであります。そのために現在各府縣とも非常に苦心をいたしておられます。二、三の府縣では小学校あるいは公民館を使いまして、諸種の青年講座を開設して、それを補うといふような試みを現にやつておられます。その例は最近聞きましたところでは、たとえば山形縣あるいは鹿兒島縣といふようなところでは、すでに着手して、ある程度青年の要望にこたへることができておるようであります。われ／＼國の方

と申しましては、こういうこともむ

ろんあり得ると考えますので、公民館において行いますところのいろいろな講座について、國が経費を負担いたしまして、できるだけそういう学校に通ふことの困難な青年が各種の講座を利用できるようにしてもらうという意味で、公民館に関する経費も千九百万円計上しておるわけでありまして、

○原委員　渡部君、あと二人あります。今後発言者の時間を制限しなければならぬから、常識的にひとつお願いいたします。

○渡部委員　私は今まで申し上げたことから文部省の結論をお聞きするわけでありまして、今労働階級は労働組合等の自由な、自主的な階級的な社会教育を自分から行つており、それからあらゆる民主主義的な團體が、やはり同様の社会教育を自主的にやつておる。そしてつて、そういう活動を通じて急速に國民の社会的な認識、社会的な自覚が高まつておる。これは現在の社會が、當然そのように民衆の社会的な認識とか自覚とかいふものを高めるように動いておるわけですが、こういう場合に文部省はどうして社会教育といふようなものを急いで決定されなければならぬのか。またこういう法案をもつて社会教育といふもののいろ／＼の規正を行わなければならないのかといふことを、さつきからの總括としてお尋ねします。

○柴沼政府委員　文部省は新しい文部省設置法によりまして、いわばサービス機關としての性格にかわります。従つて今後從來のように地方廳を指揮するといふようなことは一切ないわけでございます。そして教育は地方分権にせられまして、地方教育委員会が中心となつて、教育の実際をやつて行くといふことに進んで参つたわけでありまして、そういう際でありますので、ここに新たに発足しました教育委員会が、社会教育上どれだけの責任を持つてどれだけの任務を課せられなければならないかといふことについて、少くともひとつこの際それを明らかにしておかなければ、地方教育委員会としては、よるべき根拠がないことになるわけでございます。これは國會の意思でぜひおきめを願つておく必要があるとわれわれは考えるのであります。すなわち中央統制的なことを一切避けます。そのかわりに、この法律によりまして、たとえば社会教育關係團體に一切干渉しては相ならぬといふようなこともこの際明確にして、いろいろの指導的な企画を立てるについても、社会教育委員あるいは公民館運営委員といふような、はつきりした輿論を吸収する機關を持つて、それを土台にして、進むのがよいといふことを明らかにいたしまして、さらに公民館が設置せられます場合でも、その公民館がどういう方向に向つて進むのがよいかといふようなことが明確になることが、今日として非常に要求せられておるのであります。われ／＼としまして、ここに社会教育の諸活動に根拠がござますならば、おそらく社会教育は、先ほど手ぬるいといふお話もあつたのでありますけれども、少くとも大地に根の生えたしつかりした振興の仕方ができるものであらうと大いに期待しておる次第でございます。

○原委員　よろしうございますか。

○渡部委員　逐條審議のときに譲ります。

○原委員　それでは逐條審議に入ります。圓谷君。

○圓谷委員　社会教育の定義、第二條について伺ひたい。これは非常に立案の方の御苦心のほどもわかるのですが、教育基本法の中にこの社会教育の大体の意義があるように私思うのです。ところでこれを見ますと、学校において行われる教育活動を除いて、主として青少年及び成人に対して行われる組織活動と、この規定したのですが、そうしますと、学校教育以外となりまして、家庭教育もこの中に含まれておるかどうか。

それからもう一つは、社会教育の多くは組織的活動でなく、学校教育と家庭教育を除いた一切が、社会的教育なものであります。ここに一つ疑問があらますので、組織的の團體、組織的の活動といふこと以外に、この社会教育のこの法案の目的外に行くのかどうか、これは最も重要な問題であります。この定義の問題がはつきりせぬとこの社会教育法が生きて来ないと思ひますので、この二点について伺ひたい。

○柴沼政府委員　この第二條で取上げました社会教育は、実は若干限定的に相なつております。御指摘のように、社会教育はむしろ組織的でない部分の方が私も多いと存じております。しかしそういう非組織的なものを取上げて、法的に規正するといふことは、むしろ社会教育の発展を阻害する場合の方が多いのじやなかろうか。根本としては、國が援助をしたりなんかすることを取上げて規正するといふ方向に参りたい、こう考えるのであります。それ

て家庭教育に対するお尋ねであります。ここでは主として青少年及び成人というふうを書いてあるのをごさいまするが、実は家庭において行われまする家庭教育につきましても、いろいろの方面で組織的な指導がなされておるわけでありま。私どもは一應家庭教育も——家庭教育のすみみまでという意味ではないのでありますが、家庭教育の行われまする部面も、この法律に含まれる部面があるのではないかと考えております。

○岡谷委員 了承いたしました。

次に第三條の、國及び地方公共團體の任務でございますが、その中に「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営」と書きまして、その下に「集会の開催、資料の作製、頒布」というこの三つの條項を入れたのはどういふわけであるか。というのは、第五條において、この社会教育の当該地方における事業は左のごとしとして、十四規定してあります。その中には詳しく書いてあるのに、ここに三つの條項を——施設の設置及び運営で大体わかつておるのだが、この三つを特段に取上げられたというところはどうか意味であるか、これをお伺いします。

○柴沼政府委員 お尋ねの通り、ここは第五條でさらに詳しく相なりまするで、いろいろ書き方があると存じます。しかし社会教育の奨励に必要なものの代表的なものをとつてまず任務の大綱を示して参らうというのでありまして、施設の設置、集会の開催、資料の作製、頒布というようなことが最も中心的な社会教育の奨励方法でありますので、特にここに取上げたのであります。その詳細なことが、この條文を

受けて第五條以下に發展して参るわけでございます。

○岡谷委員 次にちよつと第四條と第十三條の意味を説明していただきたい。第四條には、國は、この法律その他の法令の定めるところにより、地方公共團體に対し、財政的援助及び物資の提供あつせんを行ふことができるものとあります。それから第十三條は、國及び地方公共團體は、法律に特別の定めある場合のほか、社会教育関係團體に対し、財政的援助を與へてはならない、となつております。これは違つておりますか、直しておるならよろしゅうございませう。

○柴沼政府委員 第四條の方は、國と地方公共團體との關係を規定したのであります。國が地方公共團體に財政的援助、物資の提供等は、かりにこの條文がなくとも、やつてよろしいのでありますけれども、しかしそういうことが常例として行われるようにという意味で、第四條を規定したのであります。第十三條の方は、これは公の支配に属しない團體でございますので、これに援助をいたしますと、憲法八十九條にぶつかるわけでございます。その意味で四條と十三條は全然規定の方向を異にしておりますることを御了承願います。

○岡谷委員 二十三條の二項ですが、「市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教團を支援してはならない。」これは地方における社会事業というものは、先ほど柏原次官からお話がありました、大体宗教関係によつてやつておつたのですが、この宗教と宗派とを特段にわけたということが一つ疑問

になりました。

それからもう一つ文部省の見解をこの際にお伺いしておきたいことは、日本における神社宗教というものは十三ありますが金光教、出雲大社教、これは宗教となつておりますが、ただかんながらの道といひますか、昔の祖先をまつた、正成をまつた、あるいはその他の神社は宗教とお考えになつておるかどうか。というのは、過日の文部省からの次官通牒で、地方の学生や生徒を先生が引率して神社に参拜できない、こういうことになつておりますが、その見解をひとつ伺わしていただきたいと思ひます。

○柏原政府委員 具体的ないろ／＼な問題がたくさんありまして、こういう場合はこうと一々關係方面と折衝して、詳しいものができておりますから、篠原課長からお答えいたします。

○篠原説明員 ただいまの御質問ですが、大体根拠は神道から出ておるのであります。その解釈が非常にむずかしい解釈をしなければならぬ点が多いのであります。そういう点で具体的にもう少し内容をお伺いしないといふに、この法律でいくと宗教と宗派に属するものの活動は公民館が利用できないといふことになりましよう。そこで地方によつては村にいろ／＼な特定の行事がございませう。そこで神社とか村にある鎮守様とか、あるいはそうでない祖先をまつた日本の神社は宗教と考へておるのか、否定しておるのかといふことをお伺いしたい。

○篠原説明員 神社をここでは宗教と見ております。

○岡谷委員 これは議論になりますし、いづれゆつくりお話するから簡潔に申し上げますが、宗教には大体宗則があつて教典がある。キリスト教にはバイブルがあるし、それからマホームツト教にはコーランがある。そこで日本の神社は、祖先ではあるが宗祖もなければ教典もないので、これはよほど根本的に考えなければ——もし客観的にそういう解釈をどちらの方からとするとするならば、これはよほど日本にとつて重大な問題で、何か宗教の問題が出たときには大いに論争したいと考へておるのです。ほかの神社宗教はよいのですよ。けれども、佛教宗教、これは徹底した宗教であります。が、神社に対する文部当局の見解はつきりしないと、今の学生が日光に参りに行つて悪いとかいろ／＼な解釈が出て来るとおもう。これをはつきりしていただきたい。ことに公民館運営にあつて、ここに宗教宗派とみんないからげにして、村の鎮守様も宗教だといふことになつて来ると大きな問題が起るのではないか。

それからもう一つ、従前の公民館は、この法律が出て実施の日から六箇月以内にこの手続をしなければならぬといふことですが、地方の公民館は活動写真と一緒にやつてみたり、あるいは図書と一緒にやるということ、すでにできておるのがある。これをこいう法律で縛つて行くと、非常に運営上困ることができるとは思ひます。もちろん利益を目的としてやつてはいけなないのであるが、地方においては昔学校の講堂をつくる場合に、非常にきつうくつな規定があつたために、村ではこれを公会堂としてつくれといふので公会堂につくつて、利用價值を高めるということになるので、村では公民館とするより公会堂としてしまふということが起るではないか。

○柴沼政府委員 公民館と宗教との關係でございますが、公民館の側から回答いたしますと、特定の宗教と密着しなければ、公民館としてはよろしいと考へておるのであります。各宗教が平等、公平な立場で利用することは公民館としてさしつかえないと考へるのであります。

それから六箇月以内の手続はお説のような点もありますから、原案から削除してあります。御了承願ひたいと思ひます。

○岡谷委員 終りました。

○若林委員 私は今日社会教育法に關連して宗教方面について質問したいと思つたのでありますが、これを留保して次会にやらせていただきます。

○原委員長 散会する前に一言申し上げておきたいことがあります。閉会中の審査に関する件であります。閉会中の審査はできませんが、議院の議決を必要とするため、常任委員会の中にはすでに閉会中の審査申請書を提出しておるところもございませう。議院の許可を得れば國政に関する調査も、委員の派遣もできますので、閉会の期日が来るまでに、閉会中に何をするかといふことを、ひとつお考へ置き願ひたいと思ひます。

○岡谷委員 議事進行について——この社会教育法案は大体明日あたりに上げなければならぬと思ひますので、

一般質問は本日で打ち切りまして、逐條審議をやつて修正案や何かをやりたいと思ひます。お諮り願ひます。

○原委員長 それでは總括的な質疑はこれをもつて打ち切り、明日は逐條審議をいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○原委員長 それではさういたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時五十一分散会

職

衆議院文部委員會議録第十一号
中正誤

八頁一段三三行「適當でない」と私は考へます。その点は私といたしましては、」は「適當でない」と私は考へます。
○今野委員 その点は私といたしましては」の誤り

昭和二十四年八月十九日印刷

昭和二十四年八月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局